4月18日(日)

松山下公園総合体育館 オープニングイベント開催

市の競技スポーツ・生涯スポーツおよび健康づくりの拠点となる市民の待望の総合体育館がオープンしました。

それを記念して当日はさまざまな競技団体によるパフォーマンスを盛りだくさんな内容で開催します。

また、bayfmなどでおなじみの岡部玲子氏を総合司会に迎え、先着600人にbayfmオリジナルグッズ「love our bay」バンドをプレゼント（子ども用）。

ぜひ、お越しください。

◉時間…午前8時15分～午後4時（予定）。

◉会場…松山下公園総合体育館。

◉入場料…無料。

【イベントスケジュール】

●オープニング式典（午前8時45分～）。

●印西市剣友連合会演武（日本剣道形・鹿島神伝直心影流法定之型（9時5分～）。

●山岳競技（9時30分～）。

●千葉ホークス親善試合（北京パラリンピック日本代表主将・京谷和幸選手）およびミニバス交流試合（10時～）。

●室内棒高跳び（北京オリンピック棒高跳び出場・澤野大地選手）（午後1時15分～）。

●順天堂大学体操部（1時55分～）。

●新体操演技（2時25分～）。

●千葉県少林寺拳法連盟演武（2時55分～）。

●伝統の早稲田大学、明治大学応援団による応援合戦（早・明戦）および合同パフォーマンスを予定（3時15分～）。

※開始時間は目安です。

◉そのほか…無料シャトルバスが木下駅南口、千葉ニュータウン中央駅北口、印西牧の原駅南口から運行予定（時刻表は市ホームページを参照）。車でのご来場は台数に限りがあるので、無料シャトルバスをご利用ください。

問スポーツ振興課（松山下総合体育館内・☎㊷8417）。

あなたの意見が市政に力を ～各委員会委員を募集～

①住所表示審議会委員

大規模な宅地開発や区画整理事業の実施などに伴い、必要に応じ、住所の表示に関して、調査・審議などを行う審議会の委員を募集。

会議は必要に応じて随時開催します。

◉対象…平成22年4月1日現在、20歳以上で市の字名や住所表示に強い関心があり、意見を述べることができる市内在住在勤の人。

※本市のほかの審議会などの委員と重複しない人に限る。

◉募集人数…3人。

◉任期…委嘱の日から2年間。

◉報酬…7，500円／日。

◉会議の開催…年間4回程度（平日昼間に開催予定）。

◉申し込み…4月30日㈮（当日必着）までに必要事項を記入した応募用紙（左記窓口、各公民館・各出張所に設置。市ホームページからもダウンロード可）とレポート（テーマ「地名と住所の役割について」（800文字以内、A4判であれば、書式は自由）を左記まで持参、または郵送、FAX、Eメールで。選考は、原則、書類審査。必要に応じ、面接を実施。選考結果は、応募者全員に通知。

問総務課総務法規班（〒270－1327印西市大森2364－2・☎内線437・Eメールsoumuka@ml.city.inzai.chiba.jp）。

②文化ホール運営会議委員
③図書館協議会委員
④視聴覚ライブラリー運営委員

各施設の運営に関して意見を述べていただく運営委員を募集します。

◉対象…次のとおり。

②市内在住20歳以上で、芸術文化に関心があり、文化ホールの運営に関して意見を述べることができ、原則、平日の昼間に開催する委員会に出席が可能な人。

③市内在住の20歳以上で、図書館運営について関心があり、学識経験を有し、より良い図書館とするため意見を述べることができ、原則、平日の昼間に開催する会議に出席が可能な人。

④市内在住の20歳以上で、視聴覚ライブラリーの運営について関心があり、知識見識を有し、原則、平日昼間に開催する委員会に出席が可能な人。

◉募集人数…②2人以内③1人④2人。

◉報酬…②～④ともに会議1回につき7，500円。

◉会議の開催…②④は年2回。③は年間3回。

◉申し込み…4月21日㈬（当日消印有効）までに応募用紙に記入し、それぞれ次の内容をテーマにした小論文（1，200字以内）を添えて左記まで持参、または郵送。

②「合併に伴う文化ホール利用率向上についての考え」。

③「図書館に対する考え方」。

④「視聴覚ライブラリーに対する考え方」。

※応募用紙は教育委員会、各公民館、各図書館に用意。市ホームページからもダウンロード可能。

問②文化ホール（〒270－1327印西市大森2535・☎㊷8811）。

③大森図書館（〒270－1327印西市大森2535・☎㊷8686）。

④視聴覚ライブラリー（〒270－1327印西市大森3934－1中央公民館内・☎㊷2911）。

公益信託印西市まちづくりファンド

助成事業応募団体を募集

まちづくりファンドとは、市民の自主的で主体的なまちづくり活動を支援する仕組みとして、平成19年1月に設置された助成制度です。

公益信託制度として、市が信託銀行（千葉銀行）にまちづくりファンドを信託し、ファンドから直接市民活動団体に助成することで、より柔軟で行政施策に捕われない独立した立場で市民主体の公益活動を推進することができます。

◉助成対象団体…市内に事務所を置き、かつ構成員が3人以上で、その3分の1以上が市に在住、在勤または在学する者から構成された団体（詳しくは下記まで）。

◉助成コース…1団体につき1申請まで。ほかのコースとの重複申請不可。

【まちづくり活動スタートアップコース】まちづくりへの参加の第1歩を歩み出そうとしている市民活動団体、あるいは活動を始めているが、まだ定着していない市民活動団体などの、初期の段階のまちづくり活動に対して助成を行います。

●助成金額…10万円以内、かつ対象事業費の100%まで。

●回数制限…1団体1回限り。

【まちづくり活動パワーアップコース】1年以上の活動実績のある市民活動団体が、印西市をさらに住みよいまち、もっと豊かな地域社会にしていこうとするための活動に対して助成を行います。継続して応募が可能で、現状の活動からレベルアップした活動を展開し、「団体活動のパワーアップ」と「経済的な自立」をするための支援をすることを目的とします。

●助成金額と回数制限…1団体が助成を受けられる回数は5回まで。

1回目…50万円以内、かつ対象事業費の75%まで。
2回目…40万円以内、かつ対象事業費の60%まで。
3回目…30万円以内、かつ対象事業費の45%まで。
4回目…20万円以内、かつ対象事業費の30%まで。
5回目…10万円以内、かつ対象事業費の15%まで。

【市民がつくるまちおこし整備コース】建物、施設などの新設、改修、保全など、市民活動団体が一定期間継続して行う、まちづくり活動に伴う拠点づくり（ハード整備事業）に対して助成を行います（第2次審査あり）。

●助成金額…対象事業経費（設計・工事費などハード整備事業費用に限定）で、500万円以内。

●回数制限…1団体1回限り。

◉申し込み…4月20日㈫（必着）までに千葉銀行本部・印西支店・千葉ニュータウン支店ほか、市民活動推進課、各公民館、コミュニティーセンター、市民活動支援センター、福祉センターに用意してある所定の応募用紙に必要事項を記入し、下記窓口まで持参、または郵送（応募用紙は千葉銀行および市ホームページからもダウンロード可）。

※6月5日㈯に助成団体の決定のための審査会を、文化ホールで開催予定。

【助成に関する問い合わせ・応募窓口】※平日の午前9時～午後3時。
千葉銀行コンサルティング営業部公益信託担当（〒260-0026 千葉市中央区千葉港1－2・☎043－301－8049）。
[受け付け窓口]千葉銀行印西支店（〒270-1326 印西市大森3877・☎㊷3227）千葉銀行千葉ニュータウン支店（〒270-1340 印西市中央南1－500・☎㊻1511）。

【制度に関する問い合わせ】市民活動推進課市民活動支援班（☎内線353）。

4月1日から市役所などの閉庁時間が変更に

市では、人事院および千葉県人事委員会勧告に基づき、4月1日から、職員の勤務時間を1日8時間（午前8時30分～午後5時30分）から1日7時間45分（午前8時30分～午後5時15分）に短縮することになりました。

これに伴い、市役所などの閉庁時間が一部変更になりますので、ご協力をいただきますようお願いいたします。

【閉庁時間の変更】

午後5時30分（変更前）
↓
午後5時15分（変更後）

※保育園の保育時間や公民館、図書館の開館時間など施設以外の利用時間に変更はありません。

問総務課人事職員班（☎内線432～434）。

同時開催 ゆめ半島千葉国体 印西市炬火採火式

国体の炬火（きょか）採火式を開催します。

「炬火」とはオリンピックで言う「聖火」のことです。マイギリ方式で火起しを行いますので、参加希望者は当日午前11時に、松山下公園「日だまりの丘」に集合してください。

採火に併せ、印西市の炬火名を発表します。

問ゆめ半島千葉国体印西市実行委員会事務局（国体推進室内・☎内線743）。

シリーズ・心の道標⑫

問社会福祉課障害福祉班（☎内線268）

現実にはあり得ないことを言い出したら

家族や友人・知人が、ある日突然「会社や学校、近所など、周りの人が自分の悪口を言っている」とか「悪の組織・スパイに狙われている」と言いだし、驚いたことはありませんか。「そんなことはないよ」と、いくら言い聞かせても本人は頑として聞き入れないという経験はありませんか。

何か思うようにいかないことがあったり、人間不信になったり、ちょっとしたことに過敏に反応して被害妄想的になることがありますが、そのようなときは、立ち直るまで静かに見守ってみましょう。

しかし、特に理由もないのに、事実ではないことを言い続けたり、あまりにも意味不明・支離滅裂なことを平然と言ったり、暴力に発展したりする時は、精神的疾患の可能性があります。早めの受診を勧めましょう。

医療機関の受診を本人が拒否をするときや、職場や近隣住人とトラブルとなる場合は、家族や、友人・知人が医療機関や保健所・精神保健福祉センターなどに相談することも可能です。どのような対応がよいか、アドバイスをしてくれます。

また、家族や友人・知人は、このような話につき合わなくてはいけないので精神的に参ってしまいますが、否定したり、バカにしたり、無視したりせず、本人に孤独感を与えることなく、耳を傾けることが大切です。

【精神疾患について】
印旛保健所（☎043－483－1136）。
千葉県精神保健福祉センター（☎043－263－3893）。